

○甲斐市章の使用に関する要綱

平成18年3月31日

告示第58号

(目的)

第1条 この告示は、甲斐市章（以下「市章」という。）の使用について、必要な事項を定めることを目的とする。

(使用の基準)

第2条 市章の使用は、公共性、公益性があり、かつ、営利を目的としないもの等、その性格内容からみて、その尊厳を損なうことのないものについて認めるものとする。

(申請)

第3条 市章を使用しようとする者は、甲斐市章使用許可申請書（様式第1号）により市長に申請するものとする。

2 市章を市が使用する場合にあっては、前項の申請を要しない。

(許可)

第4条 市長は、前条の申請を受理したときは、その内容等を審査し、使用許可又は却下を申請者に対し、甲斐市章使用許可・却下通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(許可の消滅)

第5条 前条により許可を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その日をもって消滅するものとする。

- (1) 使用期間が切れたとき。
- (2) 使用目的が消滅したとき。

(許可の取消し)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当した場合は、許可を取り消すものとする。

- (1) 偽り、その他不正の手段により許可を受けたとき。
- (2) 許可を受けた以後使用目的以外に使用したとき。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、市章の使用に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。